

第10回大阪府森林等環境整備事業評価審議会

令和2年9月23日

【司会（中村総括課長補佐）】 定刻になりましたので、ただいまから第10回大阪府森林等環境整備事業評価審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部みどり推進室の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会に先立ち、事務局を代表いたしまして環境農林水産部長の南部から挨拶を申し上げます。

【南部環境農林水産部長】 おはようございます。南部でございます。第10回の審議会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、コロナ禍の中、またお忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ梶原先生、蔵治先生、遠方から駆けつけていただきまして、本当にありがとうございます。

さて、先ほども話題に出ておりましたけども、まだまだ新型コロナウイルスの影響は大きいと認識をしております。とりわけ大阪府といたしましては、感染拡大の抑制と社会経済活動の両立を図るという知事の方針の下、今、対策に取り組んでいるところでございます。加えまして、この9月議会の前半議会で予算をお出ししておりますけども、今年度は財源、人員も全てコロナにシフトするということで、当方も3億5,000万ほどの財源を当初から削りましてコロナ財源に拠出をしておりますし、加えまして人員もかなりコロナにシフトしております。当部からも延べ680人余りが、例えばホテル療養のロジ担当であるとか、あと、休業要請支援金を審査する業務、そういったものに当たっております。ほぼ、我々の部署は700人弱でございますから、何かの業務に就いている状態になっております。

しかしながら、今日御審議いただきます森林環境税事業につきましても一部影響を受けておりました。とりわけ都市緑化を活用した暑熱環境対策につきましても、少し後年度へずらすというようなこともしなければならぬ状況でございます。しかしながら、危険溪流の流木対策につきましても、これは府民の安心安全を守るという観点からしっかりと取

り組んでまいりたいというふうに思っております。

本日は、短い時間ではございますけれども、当方からの説明を御聴取いただきまして、あらゆる角度から御意見を賜ればと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（中村総括課長補佐）】 では、初めに、今年2月に開催いたしました第9回の審議会以降の委員の異動についてご報告をいたします。太子町長の浅野委員に代わり、5月20日付で田尻町長の栗山委員が就任をされました。

本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

次に、鍋島委員は御都合により会議途中からリモートでの出席となり、栗山委員、富宅委員につきましては所用により欠席となります。

現在、委員7名のうち、4名の出席、最終的には鍋島委員の出席で5名となる予定ですので、大阪府森林等環境整備事業評価審議会規則第4条第2項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本会議では市長会、町村長会からオブザーバーとして柏原市、田尻町の担当者にも御出席をいただいております。

次に、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席につきましては、お手元の資料に配席図を添付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。紹介については御省略させていただきます。

次に、お手元に配付しております本日の資料の確認をさせていただきます。まず、次第、委員名簿、規則がホチキス留めでついています。続きまして、資料1は一枚物です、第9回評価審議会議事要旨でございます。資料2、こちらがホチキス留めで、令和元年度森林環境税の森林環境整備事業の実績に係る評価及び令和2年度事業計画についてでございます。続きまして、資料3、こちらもホチキス留めでございますが、令和2年度以降を徴収期間とする森林環境税による森林等環境整備事業についてでございます。続きまして、資料4でございますが、こちらもホチキスで、令和2年度以降を徴収期間とする森林環境税による森林等環境整備事業の評価指標についてでございます。続きまして、参考資料がホチキス留めでつけてあるかと思いますが、過不足等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じますので、これ以降の議事につきましては、増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 皆さん、おはようございます。

それでは、本年度初めてになるのですかね、第10回大阪府森林等環境整備事業評価審議会を始めたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めですけれども、議事録署名人として梶原委員と蔵治委員のお二方にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、1つは前回の振り返りがございまして、その後、議事としては3議題ございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、前回の振り返りについて御報告をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【田中森づくり課参事】 森づくり課の田中でございます。

それでは、前回の議事要旨、資料1をよろしくお願ひします。

かいつまんで説明させていただきます。

開催日時、開催場所、出席委員につきましては記述のとおりでございます。

続きまして、項目の1つ目、令和元年度までを徴収期間とする森林環境整備事業の令和元年度実施状況及び2年度の実施予定についてでございます。

まず1つ目、持続的な森づくり推進事業の人材育成でございますが、3月に報告会を開催するということですが、どのような方が参加されるのかという意見をいただいております。これに対しまして、「今回は林業事業体など川上の方を中心に、講座に参加した感想や今後の抱負について意見交換する予定。毎年、事業成果について府民説明会を開催している中で、その中で山主をはじめ、川中、川下の方にも事業内容を知っていただけるよう検討していきたい」とお答えさせていただいております。

続きまして、項目の2つ目、令和2年度以降を徴収期間とする森林環境整備事業についてでございますが、1つ目の危険溪流の流木対策事業につきまして、丸の2つ目、実施場所は図面上で絞り込んだ後、現地調査により56か所に絞っているが、どういう点を重視して絞り込んだのかという御意見をいただいております。これに対しまして、「府の職員が現地に赴き、溪流内で小崩壊が発生していないか、危険な倒木が多数存在しないか、溪流に土石が堆積していないかという観点で点検し、56か所に絞った」とお答えさせていただいております。

それから、丸の最後、減災対策の防災教室はどういった人を対象に、どのような内容で

実施しているのかという御意見に対しまして、「事業を実施する下流の保全対象人家のある自治会単位で実施しています。実際に現地に来てもらい、事業の内容や溪流の危険箇所、管理歩道の状況等の説明などを実施している」とお答えさせていただいております。

裏を御覧ください。

都市緑化を活用した猛暑対策事業でございます。

丸の2つ目、税金を使って駅前広場やバス停を対象に1分の1の補助を行う公的な意味を説明されたいという御意見に対しまして、「府はイニシャルコストを1分の1補助しますが、補助事業者となる市町村や公共交通事業者等には維持管理費を負担していただくことにより、約15年間でイニシャルコストとおおむね同額の負担となり、このように補助事業者が協働でこの猛暑対策事業を実施する」とお答えしています。

それから、丸の5つ目、増税を府民にお願いしているとの趣旨から、都市の緑が有する公的機能を維持増進するとの条例の目的にふさわしい事業となるよう、十分に配慮した公募の実施要領にさせていただきたいという御意見をいただいております。

続きまして、評価指標についてでございます。

丸の2つ目、WBG Tの測定については、測定方法や比較対象の選び方などについてマニュアル的なものを作成して実施すべき。またこれにアンケート調査をうまく組み合わせ、涼しいと体感してくれる人が多くなったか否かという評価を組み合わせるとよいという御意見をいただいております。

それから、最後ですが、都市の緑の有する公益的機能がどれだけ維持増進されたかというところに直接結びつく、何らかの項目を評価指標に入れるべきという御意見をいただいております。

以上です。

【増田会長】 どうもありがとうございました。

前回の振り返りについて、何かお気づきの点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もしも何かございましたら、後で事務局にでも御連絡いただければと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1に入ります。令和元年度の森林環境税による森林環境整備事業の実績に係る評価及び令和2年度事業計画（中間報告）について、事務局より御説明いただき、意見交換を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今回の審議では元年度の事業実績の評価を行うこととなると思います。これは全事業ですね。よろしくお願いいたしますと思います。

【寺田森林整備補佐】 森づくり課森林整備グループの寺田です。よろしくお願いいたしますします。

今回は、令和元年度の森林環境整備事業実績に係る評価及び令和2年度の事業計画について説明させていただきます。

5年間の事業全体の評価は令和3年度に行っていただきます。

それでは、資料2を御覧ください。

この資料は事業ごとに編集されていますので、私からは、まず(1)危険溪流の流木対策事業について説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

この事業の目的ですが、土石流や流木の災害を未然に防止するための事業となっております。

全体の箇所数としましては30か所で、ハード対策としては治山ダムの整備、流木となる溪流沿いの立ち木の伐採などを行います。ソフト事業としましては、防災教室の開催でありますとか森林危険情報マップを作成することとなっております。

ページをめくって、3ページをお願いします。

令和元年度の危険溪流の流木対策事業の実績でございます。予定しておりました22か所全てで事業を実施しております。

実績ですけれども、表の下になりますが、治山ダムの実績としましては、計画が24基に対して23基、森林整備の実績としましては、計画45ヘクタールのところが36.3ヘクタール、流木対策としての溪流延長ですけれども、計画4,700メートルのところを実績としましては5,025メートル、減災対策としましては、危険情報マップの作成は計画15か所のところを13か所、防災教室に関しましては計画14回のところを12回という実績になっています。

右の図で実施した箇所を落としています。黒丸の数字は、28と書いてあるところは28年度以降で実施しているところでございます。赤丸の数字は令和元年度の新規箇所でございます。

次に、各箇所の個別の実績について説明させていただきます。

ここからは、主に減少があった分を中心に説明させていただきます。

まず、7ページを御覧ください。

(4) 番の高槻市成合地区でございますけれども、森林整備5ヘクタールのところを森林整備の実績が0.1ヘクタールと減少しております。その理由といたしましては、計画していた森林が平成30年9月の21号台風の被害を受けたことから実施を見送ったことと、所有者の同意が得られなかった箇所があったため、整備面積が減少しております。

次に、8ページを御覧ください。

(5) 番の高槻市原地区でございます。

令和元年度計画事業については、他地区の風倒木被害地を優先したため見送り、ここにつきましては令和2年度に事業実施を予定しております。

続きまして、15ページをお願いします。

(12) 番、東大阪市上石切地区。

続きまして、16ページをお願いします。

(13) 番、八尾市黒谷地区につきましては、森林整備の箇所2ヘクタールを実施しておりませんが、森林所有者の同意を得られず実施しておりませんでした。同意のめどが立ちましたので、令和2年度に実施予定でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

(17) 番、河内長野市加賀田地区でございますけれども、こちらも森林整備1ヘクタールのところが森林整備ゼロヘクタールになっております。所有者確認に時間を要したため、この地区につきましては令和2年度、今年度に先送りしております。

次に、26ページをお願いします。

令和元年度に実施しました防災教室等の一覧表でございます。表には、参加人数とアンケートを実施した箇所等を掲載しております。

右側の写真が、防災教室を実施したときの写真でございます。

以上の内容から、27ページの評価シートでございます。27ページを御覧ください。

1番の事業概要のところ、③の事業費ですけれども、当初計画が令和元年、2年合わせて6億4,063万2,000円、令和元年の現計画が6億6,331万円のところ、執行額が6億6,331万円になっており、令和2年度に4億1,040万円の事業を実施いたします。

次に、自己評価ですけれども、治山ダムの実績が24基から23基、森林整備は45ヘクタールから実績が36.3ヘクタール、溪流の流木対策が4,700メートルが5,025

メートル、危険情報マップは1年目と2年目を合わせまして15か所のところが13か所になっております。それから、防災教室は14回のところが12回となっております。

以上のことから、評価区分としましてはおおむね妥当であるという区分にしております。理由といたしましては、治山ダムについては平成30年の台風21号による風倒木被害への対応のため基数が減少し、森林整備については土地所有者の確認に時間を要したことなどにより計画どおり実施できなかった箇所があります。減災対策につきましては、地元調整や新型コロナの影響等により減少しております。計画どおりに実施できなかった箇所につきましては、令和2年度に実施する予定としております。全体としましてはおおむね計画どおりに実施したということから、おおむね妥当という評価区分にしております。

続きまして、28ページを御覧ください。

令和2年度の溪流の流木対策事業についてでございます。

令和2年度は、計画箇所14か所の事業を計画しております。

各事業の実施箇所につきましては、右の図に描いている箇所となっております。令和元年度の継続箇所につきましては赤丸で示しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【増田会長】 ありがとうございます。

次に、主要道路沿いの倒木対策事業も続けますか。

【北尾みどり推進室長】 もし質疑がなければ。

【増田会長】 そうですね。

続いて主要道路沿いの倒木対策事業についても御報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【寺田森林整備補佐】

それでは、続きまして、資料の(2)-1になりますけども、主要道路沿いにおける倒木対策事業について説明させていただきます。

29ページを御覧ください。

この事業は、ナラ枯れや放置竹林による国道や府道などの倒木を未然に防止するという事業でございます。主要な国道や府道の20路線を事業対象としておりまして、当時の計画ではナラ枯れ対策と放置竹林対策を予定していたものでございますが、平成30年9月の台風21号による風倒木被害対策も実施しておりますので、そこも加えて掲載しております。

次、めくっていただきまして31ページを御覧ください。

令和元年度の事業の実績を記載しております。当初予定しておりました13路線全てで事業を実施しております。計画箇所数としましては、ナラ枯れ、放置竹林、風倒木被害を合わせ計画29か所に対し33か所、計画面積34.6ヘクタールに対し43.5ヘクタールという実績になっております。

路線につきましては右の図に示しているとおりでございます。

次に、個別の実績で大きく内容が変わりましたところについて説明させていただきます。

(2) 番の府道43号線ですが、33ページを御覧ください。

こちらにつきましては、前回の評価審議会では計画4.6ヘクタールと説明いたしましたが、台風21号の影響により平成30年に実施できなかった10.2ヘクタールを令和元年度に合わせて実施したため、面積が14.8ヘクタールとなったものでございます。全体の計画量としましては、ここは当初の予定どおりの実績となっております。内容が大きく変わったところはこちらになっております。

それでは、45ページの令和元年度の評価シートを御覧ください。

令和元年度、事業費のところです。当初計画でございますが、令和元年度、2年度で1億9,400万円、令和元年度の現計画が2億7,946万9,000円、執行額が2億7,946万9,000円となっており、令和2年度に1億2,464万3,000円の事業計画となっております。

自己評価といたしましては、実施路線数は13路線、ナラ枯れ等対策実施面積が18.4ヘクタールから27.5ヘクタール、放置竹林対策実施面積が1.8ヘクタールから実績が1.6ヘクタール、風倒木被害対策の計画が14.4ヘクタールから計画どおり14.4ヘクタール実施しております。

評価といたしましては、妥当ということにさせていただいております。理由といたしましては、実施路線数について計画どおり実施できたこと、ナラ枯れ対策、放置竹林対策、風倒木被害対策につきましてはおおむね計画どおりに実施できたことから、全体として妥当であるという評価区分をしております。

次に、46ページを御覧ください。

令和2年度の事業の実施計画でございます。

下の表ですが、全体で8路線、16か所、整備面積としまして19.4ヘクタールを計画しております。

実施予定箇所につきましては右の図に表示しているところでございます。

令和2年度で事業の対象20路線を全て完了する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【増田会長】 ありがとうございます。

議題1の項目が6項目ありますので、一括で6項目を御説明いただいてからもう一度意見交換に戻るといことで、(3)、(4)、(5)、(6)も続けて同じ冊子で御報告いただければと思います。

【朝田森林支援補佐】 説明者代わりまして、森林支援グループの朝田で、(3)、(4)、(5)持続的な森づくり推進事業及び(6)の子育て施設木のぬくもり推進事業を説明させていただきます。

資料ですが、(3) - 1、47ページからになります。

(3)番が持続的な森づくり推進事業の基盤づくりとなります。

この事業につきましては、森林経営と森林管理を長期的に実施するために基幹となる作業道を舗装したり、土場を整備する事業であります。

47ページの真ん中の辺り、事業箇所数というところを書いてあるのですが、当初34地区で計画をしておりましたが、2地区におきまして平成30年度の台風の風倒木被害を受けまして、森林経営がなかなか難しいという状況になりましたので、この2地区につきまして事業廃止ということで、前回までの審議会でも御説明をさせていただいて御了承いただいたものでございます。ですので、4年間で32地区という形で実施しております。

平成元年度の実績ですが、ページをめくっていただきまして、48ページ、49ページを御覧ください。

48ページ、令和元年度、計画が24地区に対して実績が24地区、作業道の整備が計画1万5,267メートルに対して実績が1万6,128メートル、土場の整備につきまして、25か所の計画に対して25か所の実績になります。

続きまして、49ページに地図と表を載せております。

赤枠で囲みました令和元年度のところの緑色が実施した24地区です。凡例は赤丸でつけております。

ちなみに先ほど説明しました2地区の廃止につきまして、高槻の二料と出灰ですが、黄色の三角で凡例を示させていただいております。

どのような事業かというイメージですけれども、めくっていただきました50ページ、

能勢町の山辺地区の写真がありますけれども、施工前、施工後の写真を載せておりますけれども、このように昔つけた作業道というのがあります。施業に入ろうと思った場合、ここを地ならしして入っていくのですが、単なる地ならしですと、また次入るときに山肌が崩れておったり、道自体が洗われてしまって、また再度整備しないと駄目ということで、施業に入るたびにお金がかかってしまうということで、なかなか採算が難しくなってきました。そこで、この事業で作業道の舗装ということを支援することにより、経営的に少しでも成り立つようにその基盤をつくっていかうという事業になります。

その後、しばらく61ページまで代表的な地区の写真を載せております。

その中で2つほど特徴といいますか、ありまして、51ページの高槻市川久保地区及び57ページの河内長野市滝畑御光滝地区のこの2つですが、写真に平成30年台風21号被災後という写真を載せておりますが、この2つ、特に代表的にこのようになっておりまして、台風の風倒木被害を入り口付近で受けたために、この風倒木処理をしないと中の施業に入っていくけないというような状況になっておりました。

主なところ、この2地区で写真を載せているのですが、ほかの地区でもかなり大なり小なり同じような状況にはなっておりました。

先ほど2地区廃止ということで話をさせていただいたのですが、その廃止した2地区の事業費につきましては、こういった風倒木処理をしないと施業に入れないという地区の風倒木処理に負担を回させていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、62ページ、63ページになります。

こちらは土場の整備になります。

62ページが、令和元年度に施工しました土場の主な写真を載せさせていただいております。

63ページは、前年度、平成30年度に整備した土場及び作業道を活用している写真を載せさせていただいております。元年度施工したところの活用写真が撮ればよかったのですが、冬に施業が主に行われるということと、コロナの関係もありましてしばらく森林組合さんも作業をやめていたというのもありまして、写真が前年度の活用状況しか載せられていなくて申し訳ありません。

ページをめくっていただきまして、64ページ、事業評価シートになります。

真ん中の自己評価、事業実績ですが、地区数が計画24地区に対して実績24地区、基幹作業道の舗装が1万5,267メートルの計画に対して1万6,128メートルの実績、

土場の整備が25か所の計画に対して実績25か所ということで、理由欄にも書いておりますが、基幹作業道において必要な区間の舗装と集約化団地に必要な集積土場の整備については計画どおり実施することができたということで、評価区分は妥当であるというふうにさせていただいております。

この(3)の事業につきまして、この後、(4)、(5)、(6)と4つとも同じですが、4年で事業については完了しておりますので、令和2年度の計画についてはございません。

(3)番の基盤づくりについては以上になります。

引き続きまして、(4)番の人材育成の事業、65ページになります。

令和元年度につきましては森林経営リーダーの育成ということで、この森林経営リーダーの育成は、平成29年度から3か年かけまして、川上を対象に地域の森林経営管理の中核を担う森林経営リーダーの育成を行ってまいりました。

実績を右下の表に載せておりますが、29年度始めた当初から17名の受講生で実施をしてきております。

めくっていただきまして、66ページに令和元年度の実績を記載させていただいております。

令和元年度、先ほど申しましたように17名の受講生でやっておりますが、当初12名の受講生の計画でこの事業を開始したのですが、さらなる若手ですね、その次の経営リーダーも育成したいという事業体との話し合いの中で、そういった若手も含めて17名ということで実施をしております。令和元年度、計4回実施しております、主には、最終年度になりますので、令和2年度からの実際の現地でこの方々が活躍して仕事をしていただけるようにということで、実地の研修ということを主眼に置いて実施しております。

その実地の研修ですが、1月23日に現地にスイングヤーダという架線集材機械、これを持っていきまして現地実習を行っております。

その現地実習に当たりまして事前に安全の講習が必要ということで、12月5日にはその事前の座学で安全講習をしております。

1回目の11月19日につきましては、これは毎年行っているのですが、架線集材の免許を取っていただくということで、その受験準備のための講習を実施しております。

3か年の全体の評価については、また来年度の1回目の評価審の中で最終報告、評価をさせていただくのですけれども、川上、川中、川下の情報交換の場をつくったり、それから、こういった架線集材を現地で実施していけるようにスキルを身につけるといったこと

を3年かけて実施してまいりました。

3月30日は、その講習生及びそれから事業体の方に参加していただきまして、この3年間の成果報告会というのを実施いたしました。

67ページです。

実施した写真も載せているのですが、右側の枠の中にその報告会の際のそれぞれの主な声ということを書かせていただいております。

受講生からは、技術を手に入れたということと、それから、いろいろと幅広い知識を得たということで、こういったメンバーで今後も集まって情報交換をしたいというような話もありました。

あと、事業者の方にも来ていただきまして受講生へのエール等もいただいたのですが、事業者の方からは、受講生の受講だけに終わらず、この受講生が得たものをほかの職員にも広げていきたいということであったり、受講生を中心にして今後は架線集材についても検討していきたいというような声をいただいております。

実際に令和2年度ですが、事業者の方に現在どのような状況ですかというのを聞きましたところ、この後、独自に社内研修として架線集材の実地研修を行おうと思っておりますといった声ですとか、秋からの施業において架線について少し検討してみたいといったような声も現在聞いております。

68ページ、評価シートになります。

真ん中の事業実績ですが、計画12名の受講生に対して実績が17名の受講生で実施しております。理由欄に書いておりますが、森林経営リーダー育成講座の最終年度を迎え、次年度から実務に生かせるよう、架線集材作業の実習を主として実施しました。受講者は平成29年度当初の計画12人に対して、今後の若手育成の人材を加えた17人で、令和元年度も引き続き17名で実施したということで、評価としては妥当であるとさせていただいております。

(4) 番の人材育成については以上になります。

続きまして、(5) 番、未利用木質資源（林地残材等）の活用の事業について説明させていただきます。

資料は69ページからになります。

この事業につきましては、林内に放置されております林地残材などを森林ボランティア団体等が継続的、安定的に搬出するために必要な仕組みづくりを構築するというものでご

ざいます。

この事業につきましても、平成29年度から3か年の債務負担の契約を結びまして実施をしてきております。提案公募型で実施をしまして、契約については日本森林ボランティア協会さんが事業者として決定して、契約を結んで実施してきております。その日本森林ボランティア協会さんを核としまして、その下に中核団体となるボランティア団体さんが一緒になって連携して実施をしてもらっておるという仕組みになりまして、この日本森林ボランティア協会さんが核となっておりますので、買取り側ですね、出してきた資源を買い取っていただける方、例えば木質バイオマス発電事業者、この方との調整というのはこのボランティア協会さんが実施し、実際山からこの6団体の方の活動で材を出してきて、こういったところに販売するという仕組みを実施しております。

実績につきまして、右下の表に載せておりますが、令和元年度、目標が参加延べ人数300人、中核団体数6団体に対しまして、令和元年度は参加延べ人数668人、中核団体数6団体で実施しております。

次のページ、70ページに令和元年度の実績について記載させていただいております。

真ん中のほう、搬出活動中核団体数6団体という中に、括弧書きで6団体の名称を書かせていただいております。

その下、搬出活動・林内車研修等で、参加延べ人数は668人となっております。

その右側、参考ですけれども、令和元年度の活動で搬出した材積については約17立米となっております。

写真のほうに、ポータブルウインチを用いた搬出作業、林内車を用いた搬出作業を載せさせていただいております。このポータブルウインチと林内車につきましては、この事業の初年度、平成29年度にこの事業で購入しまして、それぞれ6台ずつ購入しております。6団体に貸与して、これを使って活動を実施していただいているという状況です。

この事業につきましても4年で、令和元年度で終了しているのですが、令和2年度以降としての今後の予定をその下に書かせていただいております。

3か年の事業で実施した結果ですけれども、搬出した間伐材の販売収入で交通費、燃料費等の必要経費、これはボランティアさんですので人件費は除いております。こういった必要経費を賄うことができ、中核団体は事業終了後の今年度、令和2年度以降もこの仕組みを維持して活動を継続することができるという状況になっております。

継続して活動を実施していただいで、この仕組みを続けていただけるということですので

で、令和2年度、今年度ですね、以降も引き続き、搬出活動中核団体を対象にポータブルウインチや林内車の機材を貸与しまして、このような事業を実施していただき、大阪府としてはこの取組について必要なアドバイスを行っていかうと考えております。

あわせて、今後はこの6団体にとどまらず、ほかの活動ボランティア団体等に広げていただきたい、それから、活動場所も広げていただきたいということで、日本森林ボランティア協会さんが中心となって森林所有者や林業事業者などとの調整を行っていただきまして、大阪府としましてはそれを支援していきたいと考えております。

71ページ、評価シートになります。

真ん中のほう、事業実績ですが、活動団体数、計画6団体に対して実績6団体、搬出活動参加延べ人数、計画300人に対して実績668人となっております。理由欄に書いておりますが、令和元年度の事業実績については、搬出活動参加延べ人数及び活動中核団体数は計画値を上回ったということで、評価区分としては妥当であるとさせていただいております。

(5)番の未利用資源の活用の事業については以上になります。

【増田会長】 最後、(6)番ですね。

【朝田森林支援補佐】 はい。続きまして、(6)番、子育て施設木のぬくもり推進事業について説明させていただきます。

ページは72ページになります。

木材利用の促進と森林の大切さや木材に関する理解を深める木育の促進をすることを目的に、府内の保育園や幼稚園などの子育て施設を対象に、内装の木質化に対して支援を行っている事業になります。

真ん中のほうに、補助率2分の1、上限250万と書かせてもらっておりますが、この事業に関しましてはあくまで2分の1までの補助になりますので、事業実施主体側、園さんの自己資金というものが要する事業になります。

補助要件としましては、地域の大阪府の材を使っていたいただきたいということで、原則大阪材の認証材を使用するという条件としております。

下の表に計画と実績を書かせていただいております。令和元年度の計画としましては、40園で実施の計画です。実績につきましては31園の実施となっております。

73ページ、74ページに、31園の実施した園について記載をさせていただいております。

31園で実施をしまして、使用した大阪材については55立米となっております。

また、この表の一番右側に木育リーダーというのを書かせてもらっておりますが、この事業を実施した場合は木育リーダーさんを設定していただきまして、この木質化した場所を中心として、木育リーダーさんが中心となって木育活動を行ってくださいということを中心としております。

75ページから、実施した園の代表的なところの写真を掲載させてもらっております。

床、腰壁が多いんですけれども、階段の場所であったり、それから柵を作りつけでつけたりですとか、真ん中のBaby Leafさんは滑り台を作られたり、それから、下のohanaさんはウッドデッキを実施されたりされております。

76ページ、77ページを御覧ください。

実施した園の主な声をいただけたところを掲載させていただいております。

ohanaさんの園長先生の声ですが、ここはウッドデッキをやっておられるのですけれども、「以前はコンクリートむき出しで冷たい雰囲気でしたけれども、木質化したことでぬくもりができ、子供たちがより一層楽しめる環境になりました」という声をいただいております。

三明保育園ですが、保育室の床を実施しております。この園も、園長先生の声ですが、園庭開放で親御さんなどを呼んで実施しておられるのですけれども、この実施した木の床の上でははいはい等をしている子供を見て、「すごく気持ちがいいですね」と言う親御さんの声をいただいているというふうなコメントです。

77ページですが、中村こども園ですが、こちらも床を実施しております。木育リーダーさんの声ですが、写真を見ていただきましたように、実際にみんなで体、全身を床につけて木のぬくもりを感じるというようなことを実施していただいております。「非常に子供たちが心地よさを感じて、心も体も元気が増してくるようになってきます」というようなコメントをいただいております。

信太保育園です。こちらも木育リーダーさんの声をいただいておりますが、木質化した部屋、床と、それから作りつけの柵をやっておりますが、ここで写真のとおり、みんなで木育というものをやっております、小さいお子さんなのでなかなか森林の大切さということの全てを理解してもらうことは難しいとは思いつつも、いろんな話をしたところ、子供たちはその後、お散歩に行くと「木があるかな」とか「大切にしないといけないよね」といったようなお話を子供たちがしていただけるということで、それなりにいろいろなこ

とを体感をもって感じていただいているのかなと思います。

この事業も令和元年度で終了になりますので、最終年度、この事業について知らなかったという園がないようにだけはしたいと考えておりました、自己負担がありますので、なかなか知ってはいるけれども、実施はしたいけれども、自己負担が用意できないので実施できないという園もあったのですが、実施できていたのに知らなかったということがないように、事業周知について、78ページのとおり、いろいろな場へ出て説明をさせていただきました。我々としては全ての保育園にこの事業について知っていただいた上で、実施したいという園は全て実施していただいたらと考えております。

79ページ、評価シートになります。

真ん中、事業実績の欄、計画40園に対して実績31園、大阪材の使用量が60立米に対して55立米、木育リーダーの設定の人数が40人の計画に対して実績41人となっております。

理由欄ですが、実施施設数は計画に届かなかったが、事業の周知を関係団体も含めて綿密に行ったため、実施可能な施設はほぼ全て補助できたと考える。また、木育リーダーの実績人数については計画に対して上回っており、事業目的である内装木質化を通じた木育活動に関して、引き続き木育リーダーを中心に活発化することが期待できるということで、評価としましてはおおむね妥当であるというふうにさせていただいております。

(6) 番の子育て施設の木のぬくもり推進事業についての説明は以上になります。

(3) から(6) につきまして、説明は以上になります。

【増田会長】 ありがとうございます。

議題1の令和元年度の事業実績と令和2年度の事業計画について御報告をいただきましたけれども、何かお気づきの点あるいは御質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 御説明ありがとうございます。全体的には非常にきちりとやっていただいているという印象はあったと思うのですが、2点ほど御質問をさせていただきますが、まず、最初の危険溪流の流木対策事業のソフト対策に関するのですが、森林危険情報マップの作成というのが1つの成果物になっているかと思うのですが、その危険情報マップというのを地域住民等の防災教室に参加された方々と一緒に作っていただいているのかなと推察しているのですが、その成果物というものをできれば見たいと思うわ

けですが、今すぐは無理だと思うんですけど。

というのは、やっぱりソフト対策で災害を未然防止するという観点からは、森林の中の危険箇所がこうだとか流木がこうだということだけではなくて、その被災する可能性のある方々の住居がどこにあるとか、田畑がどこにあるという、その被災する方々の場所の情報というか、マップ上でそれがどのような被災が起きる可能性があるのかみたいなことも一緒にそこでやっぱり話し合いながらマップ作りみたいなことをされなきゃいけないと思うんですけど、現物を見せてもらえれば多分一目瞭然なので、その辺を確認できればなどというのが1点目です。

もう1点目、(5)番の未利用木資源(林地残材等)の活用の件ですけど、令和元年度の実績として668人というような数字が出ているわけですが、その搬出材積が17立方メートルというふうになっています。

69ページに事業の仕組みという図があって、活用体系図というのがあります。これを見ると、実は森林からこの事業に関係して搬出されてくる木材というのは2通りのルートがあって、1つは中核6団体が運び出してくるもので、それがL字型をしている赤い太い矢印になっていると思うんですけど、それが17立方メートルという説明だったと思いますが、もう一方で、上にちょっと小さい横の矢印があって、これは森林組合等林業事業者が所有者の了解を得て無償で提供し、森林組合等が搬出するという仕組みになっていると思います。その2つの方法で運び出された材を木質バイオマス事業者等に販売しているのではないと思うんですけど、この活動が持続的かどうかということを議論するには、恐らくこの森林組合等林業事業者経由で出ている木材ってどれぐらいのボリュームなのかなというようなことを示されたほうがいいのかと思うので、令和元年度についてそこがどのようにになっているのかということをお教えいただきたい、かつ、それが持続可能かどうかというのを知るためには、このルートで運び出されてくる材というのは今後どのような見通しにあるのかということを知りたいかなと思います。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

大きくは2点ですね。1点目は、防災教室で使われているようなマップ、今年も氾濫でレッドゾーンですね、かなりの確に被害が発生しているみたいなことがテレビでも報道されましたけれども、何かサンプルはございますでしょうかね。多分、26ページの木積でやっているときに図面を掲げて説明されていますけど、作られているのかなと思うのです

けど、いかがでしょう。

【寺田森林整備補佐】 26ページを御覧ください。26ページ、今おっしゃいました木積ですけども、出来上がった地図で今どこにいてるかとかそういう説明をしていますのと、あと、現地でここは危険だというような説明をしています。

それと、あと、家の危険などにつきましては、都市整備部ですけどハザードマップのイエローゾーンとか、土砂法の地図でここは危険だと、イエローゾーン、レッドゾーンは示されているのですけども、この地図は山地の危険箇所を示して、一緒に山の状況を見に行くといったようなものになっております。

地図につきましては後日用意させていただきます。

【増田会長】 最終年度の評価をするとき、どんな地図ができて、それをどんな形で共有しているのか、戸別配布しているのか、あるいはどこか地域会館なんかに置いているのかという、どういう形で情報を提供して、どういう形で情報共有しているのかというのを最終評価のときにお示しいただければと思いますけれども、よろしいでしょうかね。

【蔵治委員】 今、御説明いただいたことがまさにちょっと私が気になっていたことですけど、こういう土砂災害危険対策というのは縦割りになっているところがありまして、森林部局と砂防部局みたいなのがあったりしますので、こういう住民と一緒にマップを作るとかいうような場合は、やはりいろんな省庁の縦割りの中でそれぞれ作られている情報を1枚の地図上で全部見えるようにしていただけると非常に効果的なのかなということを思います。

【増田会長】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

もう1点、林地残材の販売といいますか、流通といいますか、よろしく願いいたします。

【朝田森林支援補佐】 森林支援グループの朝田です。

この事業体、主に森林組合さんになるのですけれども、ここから直接木質バイオマス発電事業者へ行っている材につきまして、本日数字がございませんので、全体の4年間の評価の際にはその数字も出ささせていただきたいと思っております。

この事業が始まった当時につきましては、こういったバイオマス発電事業者との調整というのを一元的に行う核となる団体が必要ということで、募集して日本森林ボランティア協会さんになっていただいて、一元的に調整をしていただく予定だったのですが、その後の台風で風倒木があったというのもあるのですが、森林組合さんもちょうと背に腹は代え

られないというところもありまして、実際、大阪府内ではないところのバイオマス発電事業者なんかは独自で営業をかけて、そこへ持ち込んだりということもやっております、組合さん自身が必ずしもこの図式に乗らなくても実施できるというか、せざるを得なくなったというような事情もありまして、ちょっとこの数字としては把握しておらなかったのですが、大阪府から出ている未利用材の搬出量としては把握をしてお示しさせていただきたいと思っております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【蔵治委員】 ということは、この図はもちろん計画当初の図なので変更はあるのだと思うのですが、この図では、日本森林ボランティア協会さんは6団体が集めてくる17立方メートルだけではボリューム的に少な過ぎてなかなか営業にならないということで、この上の矢印があるのだと思うのですが、現状では、要するに森林組合さんがなくても、6団体が運び出してくるものだけで持続可能な仕組みとして成立しているという現状にあるということでよろしいでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【朝田森林支援補佐】 そうですね。70ページの今後の予定のところにも書かせていただいたのですが、この6団体の団体さんは、実際のところ、自分で引き取っていただけのバイオマス発電事業者との交渉というのはなかなか難しいというのが現状です。森林ボランティア協会さんがこの6団体の分を全部まとめてやっていただいております、実際は、大東の事業者さんですが、現地に材を取りにきていただいたというところまで今の仕組みは進んでおります、6団体それぞれの場所へは行けないので、1か所に集積してくださいとかいった調整もボランティア協会さんで実施しております。

そういったボランティア協会さんと、その下にぶら下がる6団体さんの活動については、今後の予定のポツ1つ目ですが、販売した材の販売収入で交通費と燃料費等の必要な経費というのは賄えておりますので、持ち出しはせずに活動はできておるということで、継続を令和2年度以降もできるという状況になっております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【蔵治委員】 はい。

【増田会長】 私もちょうと気になっていて、やはりこれからの持続性というのと、この1行目に書いている直接経費だけが賄えるでは持続しないのだろうと思うのですが、直接経費プラスアルファ団体の活動費ぐらいになると、労賃は出ないでしょうけど、団体の

活動費に充当できるというふうなことがあると継続していただけるのだろうと思うのですね。その辺のあたり、プラスアルファを満たすことができているのか、あるいは完全に交通費と燃料費の必要経費だけでほぼ収支とんとんになっていると、なかなかしんどいと思うのですね。その辺りも少し最終の評価のときにはお願いしたいと思うのですけれども、ある一定の活動、こういうことをやることによってやりがいプラス活動費の充当できるということがあり継続していくと思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

【朝田森林支援補佐】 はい、分かりました。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 今議論になっております69ページの事業の仕組みについてですが、2点お教えいただきたいと思います。やはりこちらの事業、ぜひ持続的に活動を続けていただきたいという強い思いがございますので、そういった意味でもし情報提供があればお願いいたしたいと思います。

まず、この材ですけれども、森林所有者の方からすると、御自身で発電所に持っていくルートと、それから組合さんに出すルートと、それから、先ほどあった中核6団体さんに出すルートと、3つのルートが今これ、矢印で書かれていると思うのですけれども、この矢印の太さと出ている量というのは、要するに矢印が太いほど出ているというふうにご考えていいのかどうか、入り口のところの搬出量がどうなっているのかというところをぜひ教えていただきたいということで、もし利益が出るのであれば、森林所有者さんは無償で提供せずとも木質バイオマス事業者さんと直接やり取りすればよいということですが、わざわざこの6団体さんと組合さんに無償提供しているというこのラインがどれぐらいのものなのかといったようなことを、ぜひ1点目、お教えいただきたいところでございます。

それと、もう1点、それに付随して、買取り交渉等を森林ボランティア協会さんがされているということですが、これは買取り価格とか変動なくうまくマッチングというのが進んできたのかどうか、やっぱりなかなか安定的に一定量は上がってこないのが交渉が難しいというふうな状況だったのか、今後これをどうするのかということについても、その点、お分かりになる範囲で教えていただきたいと思います。

2つと言っておきながらもう1つお伺いしたいのですが、今回の御報告で直接経費に係る部分が賄えているということですが、この団体さんが切り出したいと思うほどに

場所というか提供されているのか、要するにやりたいと思えば思うだけ提供されている場所があるのか、やりたいと思うのだけれども、なかなかそういうことを許してくれる所有者さんがいなくて手に余っているという状況なのか、これもかなりこの間変動しているかと思うのですが、その辺りについて追加的な情報があればぜひお教えいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【増田会長】 いかがでしょうか。3点御質問ですけれども。

【朝田森林支援補佐】 森林支援グループの朝田です。

まず1点目ですが、申し訳ないですね、矢印の太さが量の多さというわけではありませんで、ちょっと絵の描き方については直したいと思います。申し訳ありません。

ただ、とはいいまして一番下の太いラインですね、森林消費者から6団体へ出まして、調整を森林ボランティア協会でした上で、6団体からバイオマス発電事業者へ出ていくという若干太くなっているこの部分について、この事業では主に力を注いで実施してきたという状況になります。

2点目、森林消費者さんから直接バイオマス発電事業者さんへ行っているこの矢印ですが、これにつきましては、木質バイオマス発電事業者さんが間伐材を引き取っていただけというものが、この事業の仕組みづくり及び今後の広がりの中において、こういった矢印の分も生まれてくればいいという意図をしておるのですが、現在のところはなかなか森林消費者さん個人でバイオマス発電事業者さんところへ持ち込んでいるという例はありませんで、なかなか個人でそのような量にならないというのもありますし、交渉もなかなか難しいということになります。

といいますのも、木質バイオマス発電事業者さんですが、結構、現在受入れが満杯状態でして、受入れをお断りしているというような事例がかなり多数あります。そういった中でもこの日本森林ボランティア協会さんで交渉していただきまして、毎年継続的にこの活動の材については引き取っていただいているという状況までたどり着いておりますし、現地まで取りに来ていただいたいというところまでできておりますので、このバイオマス発電事業者さんもこの仕組みに御理解をいただいて御協力をいただいている状態かなというふうに私は考えております。

価格についてですけれども、現在聞いておりますのは立米5,000円で引き取っていただいているというふうに聞いております。大体の一般的なところで引き取っている価格とほぼ同金額かなというふうには思っておるのですが、この5,000円というのは現地

に来ていただいて引き取っていただいた場合の金額ですので、もう少し高い事例もあるかもしれませんがけれども、取りに来てもらっている分だけどっちかというとやっぱり高く買い取っていただいているのかなというふうに認識をしております。

以上です。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 いや、あともう1点あるかと。

【朝田森林支援補佐】 もう1点ある。すいません、もう1点ですね。

今後の広がりですけれども、現場としましては、活動する現場というのはたくさんあります。これは森林組合さんなどの事業体さんなどに活動現場の可能性について聞きましたところ、あるのですが、何分ボランティアさんで作業をしますので、組合がやっぱり技能を持った職員ができるような険しい現場というところは難しいかなと思っておりまして、そういった条件を考えていくと、そこまで無限にあるというほどではありませんので、広がりを持っていくとは思いますが、場所は若干選びながらになっていくと思います。そういった辺りもボランティア協会さんと事業体である森林組合さんなどとの間で情報交換をしながら、場所は検討していただいているという状況になります。

以上です。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【司会（中村総括課長補佐）】 事務局から報告させていただきます。

鍋島委員が、リモートでの参加をいただきました。聞こえますでしょうか。

【鍋島委員】 はい、鍋島です。遅れてすいません。お願いします。

【司会（中村総括課長補佐）】 よろしくをお願いします。

以上、報告させていただきました。

【増田会長】 はい、分かりました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。何か第1議題についてよろしいでしょうか。

私から少し最終年度の評価に関して、この事業実績、自己評価というところがありますね。最終年度は予算、それと当初予算、それと当初計画、それと実績、それと使った執行額、この関係性も評価の中できっちり述べておいてほしいですね。単年度の場合にはほとんど予算との関係性に全く触れられてないですけれども、基本的に事業量が減ったのに予算が当初よりも執行額が多くなっているとか、反対に事業量が増えたけど執行額とし

ては減っているとかというような、それはなぜそういうことが発生しているのかというふうなこともきっちり評価をして、徴収した税金が最終的にどのように使われたのかということがはっきり分かるように、評価を（１）から（６）の項目について書いていただいて、余ったのか足らなかったのか、あるいは非常に高効率にできたのか、あるいは当初よりも低効率しか達成できなかったのかとか、その辺のことを少し最終年度には評価のところに加えておいてほしいなど。

あともう１つは、トータルとしては少し残金が出るのですかね。それは今年度、この令和２年度以降の事業に引き継がれるのかどうか。これは質問ですけど、２点目は、いかがでしょうか。

【赤井森づくり課長】 森づくり課の赤井です。お世話になっております。

税の徴収額と執行額の関係ですけども、まず、その徴収のですけども、一応当初見込んでいた徴収額というのがございまして、それは４年間続くということで想定をしていたんですけども、実際のところ、想定よりも徴収額が多くなっております。ですので、当初見込んでいた徴収額よりもプラスになっております。

執行額につきましては、ほぼ当初予定していた金額で最終精算になると思っておりますので、差引きしますと徴収額が増えた分が若干余るといいますか、プラスとして残っていくというような状況になります。

事業の実施状況との関係からいきますと、一応４年分、今、御説明させていただいておりますけれども、最終年度の今年度を含めまして、ほぼ計画していた事業は執行できるというふうになってございます。

それをまた来年度評価のときに、最終、精算という形でお示しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【増田会長】 残った金額というのは今年度以降の事業に充当できる、引き継げるのですか。

【赤井森づくり課長】 最終幾らになるかというのが明確にならないと使い道も変わってくると思っておりますけれども、一応府の中では、やっぱり災害が多発しているという状況もございまして、府民の安全安心につながる財源として有効に活用させていただきたいという方針はございます。

【増田会長】 ありがとうございます。来年度の総合評価ということで、よろしく願いしたいと思います。

梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 先ほどの会長の御発言に関連したものです。最終年度の評価のところを感じたのですが、形が残っていますのでハードの評価は比較的やりやすい反面、形のないソフト事業の評価はやはり難しいですよね。ですから、その辺の記述について、特に効果の部分については難しいのですが、うまく説明ができるような工夫をするといった御配慮をいただければと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

鍋島委員、議題1の途中でしたけれども、何か御発言ございますか。いかがですか。

【鍋島委員】 特にはないです。

【増田会長】 はい、分かりました。

【増田会長】 それでしたら、議題1を終了して、議題2に入らせていただいてよろしいでしょうかね。

【北尾みどり推進室長】 会長、評価の御確認をしていただければ。

【増田会長】 評価ですね。

令和の元年度の森林税の実績に関わる評価、自己評価をしていただいておりますけれども、それについて、この委員会として妥当ということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それと、もう1点は令和2年度の事業、これについて中間報告いただいておりますけれども、予定どおり進行してくださいということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題2へ入っていきたいというふうに思います。議題2、令和2年度以降を徴収期間とする森林環境税による森林等環境整備事業（中間報告）について入っていきたいと思います。

まず、事務局から御報告をいただいて、事業の確認並びに意見交換をしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【寺田森林整備補佐】 それでは、森林整備グループの寺田ですけれども、事業のうち、危険溪流の流木対策事業について説明させていただきます。

資料3を御用意ください。

それでは、資料3の80ページをお願いします。

まず、この事業の目的ですけれども、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月

の西日本豪雨などによる山地災害が多発しました。これらの被災地の調査等によって得られた被災発生の新たな知見を踏まえ、土石流・流木対策を実施して、被害の軽減を図ることとしております。

事業の内容につきましては、現在行っています流木対策事業と同様になりますけれども、ハード対策として、土石流を抑止する治山ダムの整備と、流木となる危険性の高い溪流沿いの立ち木の伐採、搬出、防災機能を強化するための荒廃林の強度間伐等による森林整備、ソフト対策としましては、地域住民との協働による森林危険情報マップの作成や防災教室の開催を計画しております。

事業の計画箇所としては56か所を計画しております。

それでは、1枚めくっていただきまして82ページをお願いします。

事業の地区、56か所ですが、左の表の上の北の能勢町から一番下の岬町までの56地区となっております、右の図に示した箇所となっております。なお、平成28年から令和2年にかけて実施している溪流と事業の字名が同じ箇所がございますけれども、溪流が異なり、新規着手する箇所となっております。

続きまして、83ページをお願いします。

83ページの上の表が令和2年からのスケジュールとなっております、56か所について、令和2年度に19か所着手します。令和3年度に15か所、令和4年度に14か所、令和5年度に8か所着手で、合計56か所着手します。それぞれの横に書いてある数字につきましては、例えば令和2年度の19か所を着手した後、その後の年度にどこの箇所を着手していくかという数字となっております。

令和2年度の計画数量について、19か所について説明させていただきます。

左下の表を御覧ください。

令和2年度は（1）番の能勢町の天王地区から（19）番の熊取町の野田地区まで、19か所について着手します。このうち土石流対策、流木対策のハード事業まで実施するところは、（3）番の高槻市の中畑地区、（6）番の四條畷市の下田原、（11）番の河内長野市の岩瀬地区－2、（13）番の和泉九鬼地区となっております。この4地区についてはハード事業も令和2年度から着手します。

その他の箇所につきましては測量設計を実施して、あと、減災対策の情報マップを実施しますけれども、残りの事業につきましては後年度4年間で事業を実施していくということとなっております。

危険溪流の流木対策事業の説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

【増田会長】 ありがとうございます。

続きまして、都市緑化を活用した猛暑対策事業、よろしく申し上げます。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 みどり企画課の岩本でございます。よろしくお願
いたします。

84ページを御覧ください。

前回、事業の概要を御説明させていただいておりますが、前回で御意見等も頂戴して
おりますので、その意見の対応も踏まえました内容も含めて、事業の概要を改めて御説明を
申し上げます。

まず、目的でございますが、災害並みの猛暑による府民の健康被害を軽減する必要性が
高まっていることから、暑くても屋外で待たざるを得ない駅前広場などで、市町村や公共
交通事業者等が連携し、都市緑化を活用した猛暑対策に取り組めるよう誘導支援するとい
うことでございます。

下の囲みの事業の概要を御覧ください。

補助制度の概要でございますが、バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、単独のバス
停、駅などにおいて、都市緑化、こちらは必須でございます、それとともに、日よけや微
細ミスト発生器等の暑熱環境改善設備、これを1設備以上入れていただきまして、複合的
な整備をしていただきます。それに対しまして、1,500万を上限として、事業費を原則、
全額補助します。なお、アクセス制約があるプラットホームの改札内につきましては半額
の補助とさせていただきます。

こちらにつきまして、前回、条例の目的にふさわしい事業となるよう、緑の活用がなさ
れるようにといった御意見を頂戴しておりました。この点に関しましては、事業の補助条
件を示します要綱におきまして、整備する都市緑化につきましては、条例の趣旨に即して、
気象緩和など都市の緑を有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資するもので
あることということで、補助条件としてしっかり明記させていただきますとともに、公募
の申請時において、様式を定めましてきちんと記していただくということで対応させてい
ただいているところでございます。

続きまして、事業の箇所数でございますが、この事業は4年間で実施いたしますが、約
150から200か所、補助事業者につきましては募集の上、選定するというようにさせて
いただいております。募集期間につきましては令和2年から令和5年度の4年間とい

うことにさせていただいております。

これ以外に、景観計画との適合と併せまして、この事業自体が啓発事業の一環でもあるといった御意見も頂戴しておりました。この点につきましても要綱でしっかりと確認及び対策の内容、利用促進等を明記いただくとともに、各事業者がこちらの事業をきちんと実行していることを確認するため、耐用年数の期間、おおむね15年となりますが、その間、大阪府への報告をいただくということにさせていただいております。併せて府でしっかりと確認の上、必要であれば指導するというにさせていただいております。

一番下に補助事業の選定方法をお示ししております。募集後、先ほど申し上げました補助条件の充足状況の確認をした上で、一番右の審査・採択という流れになってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして85ページを御覧ください。

こちらは、本事業は令和2年度から進めさせていただいておりますが、今後の事業の流れと本評価審議会での御報告内容等を整理させていただいているものでございます。2年度につきましては既に事業を実施しているところでございます。今回、その進捗状況の御報告をさせていただくということになってございます。

次回、第11回でございますが、4か所につきましては事前に早期の整備をされておるということで、供用も開始しておりますので、この4か所は詳細に御報告させていただく予定にしております。

それ以外の事業者につきましては、おおむね事業の完了が令和2年度末、令和3年3月を予定しております。その後、施設の供用開始ということになりますが、効果の測定が7月、8月となりますため、その後の報告をいただいた上でということで、令和2年度の事業の評価につきましては令和3年度の第2回目、第13回の評価審議会をお願いをさせていただこうということで整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、86ページでございますが、都市緑化を活用した猛暑対策事業の進捗の状況ということで、令和2年度事業につきましては前年度中に募集をさせていただきまして、事業者の選定の上、駅前広場が13件、単独のバス停を7件選定させていただきまして、合計20件事業採択の上、各事業者において事業を進めておられるところでございます。

このうち、黒い丸でございますが、守口市が実施していました大日駅、大阪狭山市が実施いたしました狭山駅単独のバス停2か所につきましては既に供用が開始しているという状況でございます。

また、南海の金剛駅、大阪狭山市の分、大阪第一交通、河内長野市内でございますが、三日市町駅前につきましては9月末日途で今現在整備を進めているという状況でございます。

残りの無印の部分につきましては、令和3年3月、年度内の竣工、整備を目途に今現在、事業を進めておるという状況になってございます。

続きまして、87ページでございますが、こちらが、次回、各4か所をお示ししようということで、未確定ではございますが案ということで、個票を用意させていただきました。

現場ごと、事業箇所ごとにこのような形で平面の図面、その中に対象の事業、右側に施工前後の写真、裏面、88ページに事業の具体的な対策内容等をお示した上で、併せまして、後ほど出てきますが、事業の評価で御確認させていただきますWBG T値と緑被率と、あと、88ページ下部で、まだアンケートは結果をいただけていないので項目だけの説明になっておりますが、アンケートの結果を併せまして、各箇所整理の上、御報告をさせていただくということで計画をさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

【増田会長】 ありがとうございます。

その次の議題3、今、御説明いただきました2つの事業、これを具体的にどういうふうの評価するのかというので関連していますので、資料4も引き続いて御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 続きまして、みどり企画課、岩本でございます。

資料の89ページを御覧いただきますようお願いいたします。

こちらは、前回お示しいたしました令和2年度以降を徴収期間とする森林環境整税の評価指標を取りまとめたものでございます。上段に森林の土石流・流木対策、下段に都市緑化を活用した猛暑対策を掲載させていただいております。

前回、上段はこちらでいいのではないかとのことだったのですが、下段、下の部分でございますが、都市緑化を活用した猛暑対策におきましては、先ほども御意見を頂戴しておりましたが、都市の緑の有する公益的機能についての評価というものが、実はこの四角部分が前回抜けておりました。この部分を今回、御指摘もいただきまして追加をしております。事業箇所数のほか、整備の内容、緑化につきましては緑化の内容、併せまして、項目として緑被率を追加させていただいております。緑被率の増加割合をお示させていただくと。暑熱環境改善設備につきましては設備の内容と規模をそれぞれ、御記載させて

いただきまして、事業実績の内容の御確認をやっていただくようにということで、明記をさせていただくということで今回案をお示ししております。

併せまして、アンケートを右側にお示ししております、こちらも結果の御報告もさせていただくことになるのですが、前回、アンケートにつきましては各事業体で内容にばらつきがないようにと、府で指導していくようにということもございました。また、WBG T値の測定も事業体にさせていただくのですが、こちらもマニュアル的なものが必要であろうといった御意見も頂戴しておりましたので、こちらにつきまして緑被率の算出方法と併せまして府で整理の上、各事業体に周知、指導しておるところでございます。

以上でございます。

【増田会長】 1つ確認ですけど、緑被率じゃなしに緑視率ですね。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 緑視率でございます。申し訳ございません。訂正いたします。

【増田会長】 ありがとうございます。

議題2、議題3を一括して御説明をいただきましたけれども、まず最初に、前回大分議論をして評価の手法も大体確定したかと思えますけれども、危険渓流の流木対策事業について御意見もしくは御質問、あるいは前回の確認も兼ねて御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

それと余談ですけど、資料、これは(7)、(8)じゃないですね。資料(1)、(2)にしたほうがいいですね。根拠の基づいている条例も改定されていますので、(1)から(6)の続きの(7)、(8)ではなくて、新規事業ですから(7)、(8)じゃないほうがいいですね。

【北尾みどり推進室長】 ありがとうございます。

【増田会長】 どうぞ。

【蔵治委員】 細かいことですが。

御説明ありがとうございます。

予算規模も、年数が同じなのに予算規模を拡大して箇所数も増えているということだと思うので、これをきっちりやり切るのはとても大変なことだと思いますので、本当に府民の命を守るという観点で、大変ですけども頑張るしかないのかなというふうに受け止めました。また、自然災害というのはまたいつ起きるか分からないので、この間の風倒木災害が起きた台風みたいなことも途中にまたあるかもしれませんので、そういうもの

に対して柔軟にやっていけばいいのかなというふうに思ったところです。

1つだけ細かい質問ですけど、80ページの抽出箇所数という数字があって、2,901というのが最初にあって、どんどん絞り込まれて56になるというフローがありますが、上の説明では保安林外ということが書いてあって、その下のところを見ると保安林は除外するということがどこにも書いていなかったの、どこのプロセスで保安林を除外して数字が減ったのかなというのがこれじゃ分からなかったの、それをこの下のフローの保安林外というのを適切な場所を書いてもらえないかなと思いましたけれど。

以上です。

【増田会長】 いかがでしょう。5段階あるのですかね。5段階のうち、どこで保安林が除外されてきているのかというのはいかがでしょうか。

【寺田森林整備補佐】 保安林外につきましてもこの表の中に反映してお示しさせていただきたいと思います。

【赤井森づくり課長】 このフローで位置的なものからいきますと、上から2,901、1,899、ここはまだ保安林のフィルターをかけてございません。次の溪流勾配、それから施設の有無とか人家20戸以上の箇所のフィルターをかけるときに、同時に保安林もチェックをかけているという、ざっくり言いますとそういう流れでございますので、次の資料はそこが分かるように追記させていただきます。

【蔵治委員】 分かりました。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【蔵治委員】 はい。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 都市緑化を活用した猛暑対策事業に関してです。冒頭の振り返りのところでもこの話が出まして、その発言をしたのは私なので鮮明に覚えているのですが、初めて見たときには非常に事業者寄りの施策だなと感じたんですけど、よく読んでみるとそんなことはなくて、事業者にもかなりの負担を求めている事業ですね。

そうしますと、後で御説明があるかもしれませんが、交付要綱にも書いてあるように期間の縛りがあって、しかもその間に定期的な報告義務も課されていますので、今、御説明いただいた資料(8)-1の、補助事業の選定方法の中の、例えば真ん中の主な補助条件の充足あたりに、そういうちょっと厳しい縛りがあるというのをちゃんと一部書かれて

おくほうが、事業者としてもそういう覚悟の上でこれだけやっているのだなというのが分かっていいかなという気がいたしました。それがまず1点です。

それと、もう1つ、この設置された施設は本事業が終わった後、どうなるのでしょうか。どんなイメージをお持ちなのか教えていただきたいと思います。また、これは15年ぐらいかかる長期の取り組みとなるのですが、その間に例えば施設の老朽化とかトラブルなども起こってくるので、その期間の途中のそういったトラブル対応とか事業後のメンテナンスなどどうなるのか、その辺の読みなどをお聞かせいただければと。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 1つ目に御意見いただきました、充足のところにおいて一定の制約があるのであれば記載ということで、こちらについては見直しをさせていただきまして、耐用年数の期間の間はきちっと維持管理をする、府にも報告する、それに対して府は適切な指導をしていくということもございますので、その辺は位置づけをさせていただきたいと思います。

続きまして、事業後でございますけれども、基本的に最長で15年間は大阪府に報告をいただきまして、例えば途中で木が枯れたとか上屋がちょっと破損したとかということであれば、各事業者さんでしっかり復旧いただいて、私どもがお示しする耐用年数の期間はしっかりと機能を発揮いただくということにさせていただいておりますけれども、その後も使えるのであれば、もちろんそのまま運用いただければなということでは考えております。

以上です。

【増田会長】 よろしいでしょうかね。

これは基本協定か、あるいは覚書を交わすのですか、15年間の補修業務と報告義務というのは。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 事業につきましては協定とか申合せまではしていませんが、補助の要件のほうでお示ししていますのと併せまして、事業計画をお出しいただくときにそこに内容もしっかり書いていただいておりますので、その点を根拠として指導もさせていただけるものと考えております。

【増田会長】 要綱にはそういう協定を結びますみたいなことは書いていないのですね。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 そこまでは書いてございません。

【増田会長】 なるほど。計画書を出すときに15年間維持しますということで言って

いると。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 はい、そうです。

【増田会長】 なるほど。分かりました。

あともう1点、耐用年数ですけれども、緑化は耐用年数があってないようなものですが、ミストの機械というのは15年もつのですか。よく分からないのですが、技術的なことは。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 基本的には消耗品というものもございますので、その点はもちろん各事業者が、例えばノズルの部分でありますとかあと定期的な、普通でしたら10年か15年に1度、ポンプのメンテナンスとかがございますが、そういった点は事業者で対応いただきます。

ミスト自体というのはいわゆる建築物に附帯する給排水施設ということでもありますので15年を標準として省令で定めておりますので、この点、各事業者からも御質問を頂戴しておりました、その旨でお答えをさせていただいているところでございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうかね。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 本日御説明いただきました資料4の評価指標の案について、2点ほどちょっとお願いというか、要望というか、お伝えしたいと思います。

先ほどの蔵治委員の指摘にもありましたように、事業実績4年間の合計のところの森林危険情報マップの作成の検証方法は成果品となっているのですけれども、これはこのままで結構ですが、その成果品の中に既存の様々な、例えばハザードマップ等々との統合がなされているかとか、あるいは、どういった形でこの成果品を地域の人たちに普及というか配布をされているのかということも含めて御検証していただきたいということをお願いしたいと思います。できてしまったもので、今さら既存のハザードマップと合わせられないというようなことがあった場合は、次回以降はそういったことも考慮していただきたいというようなことで見ていただければありがたいというのが1点でございます。

2点目ですけれども、新しい都市緑化を活用した猛暑対策のアンケート実施というのは、とても難しいなというふうに感じております。本日の資料のページ番号でいうと86ページの一覧表を拝見させていただいても、全体の事業費ですとか、あるいは本日の資料ですとこの1日当たりの利用者数というのかなり幅広で、駅前なのか、バス停なのか、それ

ぞれのところ「涼しくなりましたか」みたいなことを聞くということの難しさもあり、ちょっとその辺りのところは統一するときに少し事業の系統というのでしょうか、非常に駅前で行き交いしていて、かつ、暑熱環境改善設備とかも入っているようなところでどうなのかという話と、単に木を植えて、ちょっとミストをつけて、あまり人の乗降数が少ないといったようなところは、やはり分けて見ていったほうがいいのじゃないかなということを感じております。

例えばバス停だと、1日の乗客が100人ぐらいしかいないところで、木が植わっていて、ミストがあってという羽曳野市の例などを見ると、これで利用している人が少ない中で、それが「涼しいですか、どうですか」みたいなことを聞くということ自体も含めて、今後どういうふうに統一感を持ってアンケートで評価するのかということは、継続して御検討いただきたいと思います。

以上です。

【増田会長】 分かりました。

2点ほどあったと思いますけど、まず危険溪流のところの、先ほども出ていました情報マップですね。かなり統合化されたものなのか、単独のマップなのかという話と、その共有の仕方をどういうふうに考えているかという辺りについて、まず御説明いただければと思います。

【寺田森林整備補佐】 森づくり課、寺田です。

まず、地域への配布ですけども、まず地域で事業説明会を町会等で実施して、その町会から配布していただくということと、市役所の関係部局への配布ということをやっております。

それと、ハザードマップとの統合につきましては少し検討させていただきたいということとお願いいたします。

【増田会長】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

続いて、都市緑化に関しまして、いかがでしょうか。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 みどり企画課、岩本でございます。

アンケートの御意見でございますが、単独のバス停につきましては25人以上、駅前広場につきましては50人以上ということで、各事業体にはお願いしようということにさせていただいております。

先生からも御指摘がございましたが、現場状況によって、人通り、施設の配置状況等も

ある中でといったところもございます。

今後、アンケートにつきましては、既に4事業体につきましてはアンケートを取っていると聞いているのですけれども、この20か所で取らせていただきますと、全体で800人以上のサンプルは確保できるのかなと考えておまして、一定、最低限の数値としてはこちらで進めさせていただき、その状況の聞き取り等は今後させていただけるかと思いますので、その点も踏まえて配慮すべき事項があれば配慮させていただきたいと考えております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

鍋島委員、何かございますでしょうか。

【鍋島委員】 もしかしたら同じ質問するかもしれませんが、

都市緑化ですけれども、評価項目の1つに緑視率を写真で計測するというのがあると思うのですけれども、これについては、緑が成長していく中で、選考後何日以内に撮るとか、そういう決まりというルールみたいなのはつくっているのでしょうか。最初小さく植えて、どんどん大きく育っていくものだと思うので、どの辺りで評価するのが適当なのかというのが決まっているのか、あるいは経時的に変化を記録してもらおうというやり方なのか、その辺りをお聞かせ願えればと思うのですけれども。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 みどり企画課、岩本でございます。

緑視率の確認につきましては整備前と整備後、速やかにということにさせていただいているのですが、整備後、落葉樹でございますれば葉がない状態ということもございますので、緑視率の確認につきましても夏場に撮影してということにさせていただいておりますので、3月末に竣工すればその次の7月、8月ということで一旦計測いただきまして、そちらで評価をしていただくということで考えてございます。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【鍋島委員】 W B G Tの評価をするときの緑視率を測ってもらうということで、そういう理解でいいのでしょうか。

【増田会長】 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 おおむね、そのW B G T値を測定する時期に撮影いただいて、そちらで計測いただくということにさせていただきたいと思っております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

【鍋島委員】 分かりました。はい。

何か継続的に育っていってももう少し緑視率が増えたとか、あるいはうまく育てられなくて減ってしまったみたいなのが追いかけていければいいなとは思ったのですけれども、義務でないとしても、15年継続している間に同じポイントから写真を撮り続けていただくというようなことができればいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【岩本都市緑化・自然環境補佐】 供用状況の報告自体は毎年頂戴することにさせていただいております。その中で、同じ箇所から継続的に撮影いただいて報告いただくというような形で対応させていただいたらと思っております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

【鍋島委員】 はい、ありがとうございます。

【増田会長】 その点に関しまして、基本的には樹木は1年たないと本当に定着したかどうか分からなくて、枯れ保証も1年間ついているような状況ですので、最低1年経過した段階では確認をしないといけないというのが1点と、もう1点、非常にこのところ悩ましいのは、台風が大型化して、高木管理の難しさというのが至るところで言われているのですね。皆さん方もよく分かるように、8月の末から9月の中旬にかけて、まだ日陰が欲しいときに台風予防のために強剪定されているというのは今、街路事業管理の実態ですね。長年の実態ですね。この辺りを本当にどう考えるのかという。強風に対する安全性と日陰の提供というあたり、この辺りも十分に調整しておかないと、植えて立派になってきたら強剪定されて、結局、緑視率はどんどん減っていったというふうな状況になったり、あともう1点、こういう駅前に樹木を植えるときには、もう1つ鳥害ですね、ムクドリの営巣が非常に大きな問題になっていて、これもたくさん強剪定されたり伐採されてしまう大きな理由ですね。この辺りについても少し考えておかないと。なかなかしたたかですから、ムクドリも。音を出しても一旦は飛び立ちますけどすぐ戻ってきますし、鷹匠を入れてもすぐに戻ってきますし、なかなか大変な。今、本当の意味で、町なかでの高木緑化に対して、風倒木の問題と、それと鳥類被害の問題、これは非常に大きな課題になっていますので、その辺りも少し御考慮いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

もう1点、アンケートに関しても、ここでありますようにただ単に感じたということだけではなくて、行動として頻度が多くなったとか、滞在時間が少し長くなったとか、ある

いは、本当に要対策事業をされたかどうか、気づいたかどうかとかいうような、かなり情緒的評価に頼らない行動的な評価とか、客観的な認知度とか、そういう辺りのところを考えてアンケート項目をつくっていただければというふうに思いますけれども。

ほか、いかがでしょうか。

はい、蔵治委員、どうぞ。

【蔵治委員】 評価指標について1点だけ確認ですけど、森林の土石流・流木対策ですが、事業効果、令和4年、6年に評価というほうの検証方法というところに、事業実施の確認、土石流対策、流木対策、たくさん項目があります。これは令和元年で終了したほうの、これまでやってきたものと同じことが書いてあると思いますけれども、今度令和2年から始まるほうはそれまでと違う点が1か所だけあって、それは例えば81ページの図を見ていただくと、資料3ですね、整備前、整備後のところで、この流域の川の上流のところ凹地形というものがあると。この凹地形というのが25%以上あるところを選定したということをしています。これは新しいところで、それが九州北部豪雨であるとか西日本豪雨の災害を踏まえて、こういう凹地形が土砂崩れの起点になって土石流化するというような知見があったのですけども、この検証をするに当たって、これまでの評価とはまた別の新しいこととして、この凹地形において流木対策とかを行った場合、凹地形において、例えば臨床被覆率とか土壌の浸透能とか表面侵食量といったものがどう変わったのかというのを調べる必要があるかと思います。

これまでの調査では恐らく凹地形に注目したことは何もやってこなかったと思うのですが、今後の評価においてはそういう凹地形の、これは対照区を設ける必要もあるかもしれませんが、凹地形同士で事業実施した場合、しなかった場合の比較というのが評価の中に入るように設計していただければなと思います。

【増田会長】 なるほど。ありがとうございます。

何か事務局、答弁はございますか。よろしいですか。

【寺田森林整備補佐】 評価の方法につきましても、新たな知見のことについても検討させていただきたいと思います。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

鍋島委員、いかがですか。よろしいですか。

【鍋島委員】 はい、大丈夫です。

【増田会長】 皆さま方、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。梶原委員、どうぞ。

【梶原委員】 大したことではないので、すいません。

今の最後の蔵治委員の御発言の内容について確認させていただきたいのですが、評価のところ凹地形の、つまり新しい知見が採用されてその結果どうなったか、やっているところとやっていないところと比較検討も入れたらどうかと、そういう趣旨の御発言でしょうか。それもこの中に入れてはどうかということなのではないでしょうか。

【増田会長】 いかがでしょう。

【蔵治委員】 やっているところとやっていないところの比較というのは前半の森林環境税でもやられていて、それが対照地と書いてあるものになると思います。対策未実施区というところですね。それは今回の令和2年度からのものでもやるのですけれど、そのやる場所ですね、この山の中のどの場所でやるかというところで、前半の森林環境税では凹地形ということ全く考慮せずに場所も選んでいますし、測定をする場所も、それとは違う、凹地形ではないところで多分やっている可能性があって、今回の新しい事業では凹地形に注目して場所を選定しているので、そういう場所でそのデータを取ったほうがいいのではないのかなということですよ。

【増田会長】 なるほど。

よろしいでしょうかね。

【梶原委員】 はい。

【増田会長】 ありがとうございます。

大体時間にはなりましたが、よろしいでしょうかね。

議題2、3については、議題2については状況確認をしましたということでもいいかと思えます。

議題3につきましては、評価指標、おおむね了解いただいておりますけれども、検証方法については、今も少し危険渓流についても対照象地の選択としての追加の考慮事項であるとか、都市緑化も何点かのアンケート調査も含めて追加の項目がございますので、少しその辺を考慮して改善いただきながら、次年度に向けて検証していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一応私のお預かりした議事そのものは全て終了したかと思えます。いろんな意見を出していただきまして、どうもありがとうございました。少しずつ充実させていき

たいと思いますし、有効な税の使い方ができて安全安心につながればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思ひます。

【赤井森づくり課長】 どうもありがとうございます。

1点お願ひといひますか確認ですけども、元年度事業の評価シートのコメントをいただく欄がございまして。

【増田会長】 資料2ですかね。

【赤井森づくり課長】 はい。資料2の評価シートが一番下の欄が第三者評価の評価結果をいただくところになりますので、文言をまた会長と打合せさせていただいた上で、皆さんにお示しした上で公表といたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【増田会長】 分かりました。

一括としては、皆さま方がされてきたこの自己評価に関しては妥当というような評価をしていますので、それに基づいて各項目ずつ作文したいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【赤井森づくり課長】 お願ひいたします。

【司会（中村総括課長補佐）】 事務局、中村です。

では、本日の予定しておりました内容は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたりまして御討議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第10回大阪府森林等環境整備事業評価審議会を終了させていただきます。

なお、本日の議事概要につきましては、委員の皆様方に御確認いただいた上で公開させていただきます。準備が整い次第、委員の皆様方に案を送付させていただきますので、御確認をよろしくお願ひいたします。

次回の審議会につきましては、また日程調整させていただきますが、1月下旬から2月にかけての間で開催を予定いたしております。よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —